

川内原子力発電所 1 / 2 号機 受電系統の変更に係る使用前検査申請について

1. 概要

川内原子力発電所 1/2 号機の受電系統の変更に係る工事計画（以下「GIS 工認」という。）については、工事計画認可及び届出の手続きを行い工事中の状況である。

本資料では、受電系統の変更に係る使用前検査申請の内容について説明する。

2. 工事計画の概要について

川内原子力発電所の特高開閉所については、外部電源の信頼性確保の観点から、受電系統を 2 ルート 3 回線から 3 ルート 6 回線（500kV 送電線 1 ルート 2 回線、220kV 送電線 2 ルート 4 回線）に変更し、外部電源回線数の増強を図ることとしている。

これに伴い、基本設計方針の変更並びに 500kV 送電線と 220kV 送電線を連系する連絡用変圧器の追加設置及び 220kV 送電線用遮断器の追加設置による常用電源設備の要目表の変更が生じることから、表 1 のとおり工事計画認可申請（□部）及び届出（□部）の手続きを行っている。

表 1 GIS 工認の手続き概要

	1 号機	2 号機
基本設計方針	(a) 220kV 送電線の多重化 (b) 220kV 送電線の増強（1 ルート 1 回線 ⇒ 2 ルート 4 回線） (c) 220kV 送電線の連系先の変更 （新鹿児島線 ⇒ 川薩系統開閉所及び新鹿児島変電所） (d) 220kV 母線の 2 母線化、タイライン設置 (e) 碍子に対する塩害対策の変更	
要目表	(f) 連絡用変圧器（保護継電装置含む）の追加	—
	(g) 220kV 送電線用遮断器（保護継電装置含む）の追加 (20-60、20-70、20-80)	—

【1 号機】認可申請：令和元年 11 月 22 日付け原規規発第 1911181 号にて認可
届 出：令和 2 年 1 月 14 日付け原発本第 180 号にて届出

【2 号機】認可申請：令和元年 11 月 22 日付け原規規発第 1911182 号にて認可

3. 使用前検査申請について

3.1 受電系統の変更に係る工事の検査手続きについて

受電系統の変更に係る工事については、2019年12月26日に着工しており、2020年4月に施行された「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」（平成29年法律第15号。以下「改正法」という。）の施行の際現に工事に着手していることから、改正法附則第7条により使用前検査が適用される工事に該当する。

従って、本工事に係る検査手続きについては、使用前検査申請を行うこととする。

申請時期については、9月上旬に申請する予定である。

3.2 一部使用承認申請について

受電系統の変更に係る工事については、220kV送電線用遮断器の設置や送電線の切替、連絡用変圧器の設置等について段階的に進めることとしており、工事が完了したのから順次使用を開始する必要があることから、一部使用承認申請を行うこととする。

以上